

改正

平成31年3月19日告示第34号

令和3年3月15日告示第20号

令和5年3月23日告示第27号

令和6年3月26日告示第28号

庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）に基づき、老朽化した危険建築物の除却を行う者に予算の範囲内において補助金を交付し、防災、衛生、景観等の居住環境の改善を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 市内に存する現に使用されていない住宅（過半を居住の用に供していたものに限る。）

(2) 老朽危険建築物 次のいずれかに該当する建築物

ア 第6条第3項の規定による認定を受けた建築物

イ その他市長が除却の必要があると認める建築物

(3) 解体業者 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けている者（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が実施する老朽危険建築物の除却に係る工事（以下「除却工事」という。）で、かつ、当該工事を解体業者が施工するものとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付は、一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第6条第3項の規定による

認定の通知を受けた者とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の額に3分の1を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）とし、30万円を限度とする。

（老朽危険建築物の認定）

第6条 老朽危険建築物の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1） 老朽危険建築物の認定を受けようとする建築物（以下「認定対象建築物」という。）の所有者又は当該所有者の相続人
- （2） 認定対象建築物の存する土地の所有者又は当該所有者の相続人（前号に該当する者の同意を得たものに限る。）

2 老朽危険建築物の認定を受けようとする者は、庄原市老朽危険建築物認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 認定対象建築物の位置図（付近見取図）
- （2） 認定対象建築物の平面図
- （3） 認定対象建築物を除却した後の措置計画図
- （4） 認定対象建築物の外観写真
- （5） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、内容の審査及び現地調査を行い、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第一に定める測定基準に基づき認定の可否を決定し、認定する場合は庄原市老朽危険建築物認定通知書（様式第2号）により、認定しないものとする場合は庄原市老朽危険建築物不認定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第7条 申請者は、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 老朽危険建築物の所有者を確認できる書類
- （2） 除却工事に要する費用の見積書又はその写し（内訳の記載されたもの）
- （3） 解体業者の建設業許可書の写し又は解体工事業の登録申請書の写し
- （4） 老朽危険建築物の位置図（付近見取図）
- （5） 老朽危険建築物の平面図
- （6） 除却工事後の措置計画図

(7) 老朽危険建築物の現在の外観写真

(8) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適当と認めるときは庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、適当でないとするときは庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する決定に必要な条件を付することができる。

（届出の義務）

第9条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）に着手したときは着手届（様式第7号）を、補助事業が完了したときは完了届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

第10条 補助事業者は、補助事業の変更をしようとするときは、庄原市老朽危険建築物除却促進事業変更承認申請書（様式第9号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、適当と認めたときは、庄原市老朽危険建築物除却促進事業変更承認通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（完了検査）

第11条 市長は、第9条に規定する完了届を受理したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、庄原市老朽危険建築物除却促進事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る解体業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し（事業着手後に金額の変

更があった場合には、内訳を添付すること。)

(2) 補助事業に係る廃棄物に関する処分証明書等

(3) 補助事業の完了を確認できる写真

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業完了の日（中止又は廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過した日又は補助金交付決定通知を受けた日の属する市の会計年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを検査し、及び現地調査を行い、当該補助事業の成果が交付決定の内容及び交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金額確定通知書（様式第12号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による通知を受理したときは、速やかに庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付請求書（様式第13号）により補助金の交付を市長へ請求しなければならない。

(補助金交付の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) その他不適当と市長が認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、若しくは交付金額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税仕入控除税額報告書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、当該消費税仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則（平成31年3月19日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月15日告示第20号）

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第27号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和6年3月26日告示第28号）

この告示は、令和6年3月26日から施行する。

様式（省略）